

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人埼玉県訪問看護ステーション協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、埼玉県内における訪問看護事業の経営、サービスの質の確保向上に関する研修、情報交換、連絡調整及び、調査研究等を行うことにより、訪問看護事業の健全な発展を図り、県民の保健福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 訪問看護事業に関する情報収集と情報交換
- (2) 訪問看護事業に関する知識の啓発と普及
- (3) 訪問看護事業に関する研修会、講演会等の開催
- (4) 関連団体との連携及び交流
- (5) 訪問看護に従事する者の福利厚生に関する事業
- (6) その他この法人の目的を達するために必要な事業

## 第3章 会員

(会員)

第5条 この法人の会員は、次の3種をもって構成し、正会員を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定する社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した埼玉県内の訪問看護事業所
- (2) 準会員 この法人の事業の目的に賛同し会長が入会を認めた個人
- (3) 賛助会員 この法人の事業の目的に賛同し会長が入会を認めた団体

(入会)

第6条 入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、会長が別に定める規程による手続きが完了した者に対して、会長が通知して行うものとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員ならびに準会員、賛助会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 この法人を退会しようとする者は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡、若しくは会員である団体が解散したとき
- (3) 催告の期限を徒過して会費の支払い義務が履行されなかったとき
- (4) 除名されたとき

(除名)

第10条 会員が次の事項の一に該当する場合及び除名すべき正当事由がある場合には、総会の決議により除名することができる。この場合、総会の一週間前までに当該会員に通知し、かつ総会の決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき  
(抛出金品の不返還)

第11条 この法人は、会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときであっても、既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

#### 第4章 役員

(役員を設置)

第12条 この法人に次の役員を置く。

理事 10名以上

監事 2名

2 理事のうち、1名を会長、4名以内を副会長とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長を法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会において、正会員の中から選任する。

(役員の任期)

第14条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期については、前任者の任期終了する時までとする。

(欠員)

第15条 理事又は監事に欠員が生じた場合には、任期満了又は辞任後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第16条 理事又は監事は、いつでも総会の決議により、解任することができる。

(報酬等)

第17条 理事又は監事の報酬は総会にて定める。

2 前項の規定にかかわらず、理事又は監事には費用を弁償することができる。

3 前第2項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

(役員職務及び権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、業務を執行する。会長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 監事は、会務全般の執行状況の監査を行う。

5 理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(損害賠償責任の免除)

第19条 この法人は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(顧問)

第20条 この法人に顧問3名以内を置くことができる。

2 顧問は、役員協議を経て会長が委嘱する。

3 顧問の任期は、会長の任期とする。

4 顧問は、会長の諮問に対応する。

## 第5章 総会

(構成)

第21条 総会は正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第22条 総会は、次の事項を決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任及び解任

(3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認

(4) 定款の変更

(5) 解散及び残金財産の処分

(6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第23条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、事業年度毎に1回定期総会とし、必要がある場合は臨時総会を開催することができる。

(招集)

第24条 総会は会長が招集する。

2 総会を招集する場合には、会長は総会の日1週間前までに、必要事項を記載した書面を

もって通知する。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第26条 正会員は、総会において1個の議決権を有する。

(議決)

第27条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、委任状を含めて出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 役員等の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 事業の全部の譲渡
- (6) 解散及び清算終了までの継続
- (7) 合併
- (8) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第28条 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき正会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、提案を可決する決議があったものとする。この場合においては、第24条から前条までの規定は適用しない。

(書面による議決権行使)

第29条 総会に出席できない正会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、総会に出席できない正会員は、議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第27条の議決権の数に算入する。

(議事録)

第30条 総会の議事については、法人法第57条の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が、署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(理事会の設置)

第31条 この法人に、理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会の招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長とする。

(決議)

第35条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、その決議に特別の利害関係を有する理事は、決議に加わることができない。

(決議の省略)

第36条 会長が理事会の決議事項である事項について提案した場合において、理事の全員が提案された議案につき書面により同意の意思表示を示したときは、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法人法第95条の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録に記名押印するものは、理事会に出席した会長及び監事とする。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第39条 会長は、各事業年度開始の日の前日までに事業計画並びに収支予算書を作成し、理事会の承認を受けなければならない。

(暫定予算)

第40条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第41条 会長は、毎事業年度終了後3箇月以内に次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号及び第4号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) (1)の附属明細書

(3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)

(4) (3)の附属明細書

## 第8章 定款の変更、解散及び清算

(剰余金の処分制限)

第42条 この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

2 会員に剰余金の分配をする総会の決議は無効とする。

(残余財産の帰属)

第43条 清算をする場合において、この法人の残余財産は、類似の事業を目的とする他の公益社団法人又は公益財団法人に帰属させるものとする。

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、総会による決議その他法令で定められた事由により解散する。

## 第9章 公告

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、官報に掲載してする。

## 第10章 補則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。